解散公告

当社は、平成二十一年十月二十日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

大阪市中央区谷町一丁目三番一二号

合同会社アリエスインベストメント・スリー

清算人　國方　麻吏

解散公告

当社は、平成二十一年九月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

兵庫県尼崎市神田中通四丁目一六七番地

株式会社ニューワールド

代表清算人　亀田　博章

解散公告

当社は、平成二十一年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

広島県呉市広多賀谷一丁目九番三〇号

オーバースライダー広島販売株式会社

代表清算人　田中　利幸

代表清算人　髙野　洋司

解散公告

当社は、平成二十一年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

香川県東かがわ市横内六七七番地一

株式会社小島製作所

代表清算人　小島ツタコ

解散公告

当社は、平成二十一年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

北九州市八幡西区千代ケ崎一丁目三番一六―一〇三号

株式会社井上企画

代表清算人　白髪　洋輔

解散公告

当社は、平成二十一年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

北九州市八幡西区南鷹見町一〇番一―五〇五号

株式会社ＲＥＮ

代表清算人　白髪　洋輔

解散公告

当社は、平成二十一年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

福岡市博多区中洲三丁目三番六号街窓ビル一階

株式会社中洲案内所

代表清算人　白髪　洋輔

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十一年九月二十八日付東京都告示第千三百二十九号により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

東京都江東区豊洲五丁目五番一―四一八号

豊洲駅前地区市街地再開発組合

代表清算人　渡辺　哲三

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年九月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

岐阜県岐阜市明徳町一〇番地

特定非営利活動法人キャリア開発センター

清算人　横山　好美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年九月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

京都市中京区壬生松原町五一―一

特定非営利活動法人京黒紋付マスター協会

清算人　荒川　徹

解散公告（第一回）

当財団は、平成二十一年七月二十九日開催の第七十九回理事会の決議により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

愛媛県喜多郡内子町五十崎甲一五二四番地の一

財団法人龍王開発協会

代表清算人　稲田　繁

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年九月四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

群馬県桐生市永楽町一番三十三号

社団法人桐生猟友会

代表清算人　島宮　優

解散公告（第二回）

当土地改良区は、土地改良区法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十一年九月二十五日付けで埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

埼玉県羽生市大字中手子林九八五番地

清算法人手子林第二土地改良区

清算人代表　齋藤忠一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年九月十五日開催の理事会・評議員会の決議並びに文部科学大臣の許可により、平成二十一年十月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

東京都港区赤坂五丁目三番六号

財団法人東京音楽祭協会

清算人　久保嶋教生

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十年十二月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

静岡県伊豆の国市長岡一三四九番地

特定非営利活動法人伊豆誠心会

清算人　江後　治

第18期決算公告　平成21年10月21日

埼玉県川口市幸町二丁目12番24号―105

株式会社アウラ

代表取締役　西村　和芳

貸借対照表の要旨（平成21年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	142,310
	固定資産	25,114
	繰延資産	1,145
	合計	168,569
負債及び純資産の部	流動負債	154,112
	固定負債	6,676
	株主資本	7,781
	資本金	60,000
	利益剰余金	△52,219
	その他利益剰余金	△52,219
	（うち当期純利益）	(17,238)
	合計	168,569